

平成 29 年度 第 1 回十日町市福祉有償運送運営協議会議事録

日時 平成 30 年 2 月 22 日(木)13 時～
場所 十日町市本庁舎 3F 全員協議会室

議事次第

- 1 開会
- 2 委員紹介 ……………【資料No.1】
- 3 講話「自家用自動車の有償旅客運送について ～福祉有償運送とは～」
北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官

【質疑応答】

Q. 委員

運営協議会構成員(P5)について、十日町市のメンバー(人数)は適当なのか。どこまで厳しいものなのか。

A. 北陸信越運輸局委員

ガイドラインが示されている。指名する方に委ねることも可能であるし、協議会が必要と認める場合についても委員としてよい。

Q. 委員

各種手続きの流れ(P8)の中で「地域公共交通会議もしくは福祉有償運送協議会」とあるが、この関連性はどう理解したらよいか。

A. 北陸信越運輸局委員

3つのカテゴリーがあったが、公共交通空白地有償運送については運営協議会ではなく、地域公共交通会議で決議をする。福祉有償運送を行う場合は運営協議会で採決をする。そのため、もしくはという表現となっている。

福祉有償運送なので運営協議会の中で決着してもよいが、人の輸送というのは、福祉に限らず健常な方も介助が必要な方も、自治体の中での交通政策に関わるものである。交通政策の担当と福祉の担当が連携をしていただくのが望ましい。

Q. 委員

活性化協議会というものも一緒だろうか。

A. 北陸信越運輸局委員

活性化協議会は法律が別であり、活性化支援機構というものがある。いずれも運営協議会という法律で定めたものだが、活性化協議会と地域公共交通会議を一緒に行うことは可能である。

- 4 福祉有償運送運営協議会要綱及び会長、副会長の選任について ……………【資料No.2】
事務局

○会長 鳩山 委員

○副会長 馬場 委員

※全会一致で決定

5 議事(会長議事進行)

(1) 福祉有償運送の必要性について

事務局 古澤課長説明

- 福祉有償旅客運送に関する十日町市の現況について……【資料No.3】

公共交通マップ

- ・公共交通の現状
- ・移動制約者等の現状
- ・移動制約者への支援

【質疑応答等】

Q. 会長

余暇活動・余暇支援の状況 9 か所 (P2)とはどういった所になるのか。

A. 事務局

当市で把握しているものとして9つのグループがある。土日などに障がい者の方が集まって活動している。

Q. 会長

タクシー券は対象者に自動発送されるのか。

A. 事務局

申請をしていただいた上で配布となる。

Q. 会長

利用率が 100%に達していないことに対する考えはどうか。

A. 事務局

介助者がいないと出かけられず出かける回数が少ないという方もいる。

副会長

利用される方は積極的に利用しているが、要介護等の要件があるため外出自体が厳しく、家族の負担が大きいため外出の回数を控えている。申請の案内が届いたので取り合えず申請だけはしておくという方が多い。途中で入院したなども考えられる。

◇ 委員

タクシー券は長距離になったり、市外のタクシー会社では使えないため、使い勝手が悪い。もう少し使いやすくしてもらいたい。

◇ 委員

ヘルパーが付いていないとタクシー運転手の負担が大きい。(介助できない)

ヘルパー(現場)の声が聞きたい。介助するには怪我をさせないように注意が必要であり大変である。また、高齢者の女性の介助にも配慮が必要である。

◇ 委員

単身高齢者は冬の道付けも大変である。ヘルパーが行くこともある。移動したくても玄関から車に乗る所までの手段が問題である。輸送以前の支援も必要である。

◇ 委員

十日町市内のタクシー運転手は介護職員初任者研修を受けて、ヘルパーと同じような仕事をされている方が多いと聞いている。

◇ 会長

タクシー運転手の方でヘルパー業務も可能な方がどの位いるのか、ヘルパー専門の方がどの位いて、その中でも有償運送に関われる方がどの位いるのかなど、現状を把握していくことが必要である。

◇ 委員

小出に養護学校がある時代は県がバスを出してくれた。今は川西分校ができ、バスがなくなり、通学に保護者の負担が大きい。有償運送で救っていただけることを期待する。

◇ 会長

委員からの意見を含めて検討が必要である。

タクシー事業者は対応に苦勞されており、福祉有償運送を行う必要性はあると理解した。

◆ 福祉有償運送の必要性について、全会一致で承認。

(2) 十日町市福祉有償運送運営協議会運営指針について ……【資料No.4】
事務局 様式集(案)

【質疑応答等】

Q. 会長

基本的な理解としては、実施する組織が登録申請を行おうとするときに運営協議会がある。協議事項に関することが主にここで議論することである。確認は審査会で行うのか。協議会主催者は市になるのか。

A. 事務局

確認事項が多い場合はなかなか決まらないという事例があり、事前に承認委員会という組織で一旦審査した上で報告する方法がよいのではという指針もあったので、そのような手続きを踏んで協議会でも確認していただく。
協議会主催は市になる。

Q. 会長

指針の内容変更する場合の規定を加えるべき。

A. 事務局

今後すすめていきたい。

Q. 委員

この会の役割は事業者の審査をするということか。

A. 事務局

その通りである。

Q. 委員

主催者(福祉課)である程度を内容審査して、運営協議会に諮れば審査会については、書面決議などで対応して集まらなくてもいいのではないかと。

A. 委員

やり方は色々考えられる。

Q. 委員

現時点で想定している団体数はどの位あるのか。

A. 事務局

この事業で検討していただいているのは2団体である。

Q. 委員

セダン等の運転者講習会とはどこで受けられるのか。

A. 委員

大臣が認定している機関は5ヶ所位だが、その5ヶ所も毎年行っているわけではない。3ヶ所は一緒になって持ち回りで行っている。もう1ヶ所は要望があれば行う。年間1~2回行っている。認定を受ける団体も福祉施設や自らのヘルパー育成のために認定機関として指定をもらってやろうというもので、外部からの研修を受け入れることを目的としているものではないため、回数を開催することがない。

使用する車にもより、セダン型であれば1歩進んだ特別な機能も必要になるので研修も必要になるが、始めから車イスを乗せられる仕様であったり、回転シートで乗降が楽であったりの福祉自動車であれば、その資格は必要ない。

Q. 委員

8(1)③アの要件を満たしていれば運転者講習は必要ないということか。

A. 委員

必要ない。

Q. 委員

旅客から収受する対価について、対価は自由競争でいいのか。

A. 委員

この事業は収益を出してはいけない。当初はタクシーの半額という目安があったが、本来は厳密に原価を計算し算定するものである。県内はほぼ横並びで、これが事業を継続できない一因になっている。タクシー事業も高齢化で難しい状況だが、福祉有償運送をやっている団体もヘルパーやドライバーが高齢化しており、後に続く人がいない。支払賃金も安価であり新しい人材が来ないという話も聞く。

Q. 委員

営業(移動)時間は24時間体制か。

A. 委員

運営の仕方も様々である。

Q. 委員

運営協議委員会の合意に基づく地域の実情に応じた算定方法とあるが、運営協議会である一定のガイドラインを作るとか、地域的な合意をするなども必要になるのか。

A. 委員

国交省の示すガイドラインには基本線があり、そこには合理性があるということが前提である。ある自治体、協議会によっては有償運送を認めたくないということでローカルルールともいえる少し厳しい規則を設けている所がある。それによって参入を防ぐということもあるので、そういうものがあるのなら排除しなければいけない。運送の対価についても、特に必要と認める場合は運営協議会に定めることもできるが、それが元で本当は運送を必要としている人がいるのに、なかなか新規の登録がおりないとなると問題なので、そこはそこで判断しようというものがある。

Q. 会長

人口規模にもよるのではないか。

A. 委員

人口規模にもよると思われる。新潟県はそういう声は聞こえてこない。関東や西の方にそういった事例がある。

Q. 委員

損害賠償についてだが、対人とは運転者が歩行者を跳ねた場合等が対人でよいか。

A. 委員

そういった場合も対人であるし、搭乗者も対人とみている。業務上で乗せていた方が負傷した場合、それは搭乗者ではなく対人保障になる。

事業用の自動車に義務付けているルールだが、最低限のルールである。

もう一つ気を付けなければいけないのは、JA の場合、保障によっては「自家用有償運送を除く」と示されているため注意が必要である。

- ◆ 十日町市福祉有償運送運営協議会運営指針について、全会一致で承認。

(3) 審査委員会委員について
事務局

○市民福祉部長(委員長)

○馬場副会長

○水落委員

※3名をお願いしたい。→全会一致で承認。

6 その他

◇ 委員

移動だけでなく、その前段階(車に乗せるまで)も考慮いただきたい。

◇ 委員

事務局で市内の法人(事業所)に周知、事業実施の PR をお願いしたい。

◇ 委員

無許可団体の撲滅も目的とすべきである。利用者に負担をかけない。

◇ 事務局

今後は周知をし、申請があった翌月くらいに審査会を開くことになる。運営協議会は申請状況を見て開催したい。

◇ 委員

「タクシー」には移動困難な方々だけを対象としている福祉限定タクシーと言われる、営業用のナンバーを付けているものがある。専門で行っているため資格を持っている。そのタクシーについては自社のタクシー車両で間に合わない場合は、ヘルパーの自家用車の持ち込み車両も認めている。有償運送の登録ではなく許可になる。福祉タクシーではなく別のカテゴリーになる。県内では 120 位ある。

7 閉会